平成29年第1回立科町議会定例会会議録

- 1. 招集年月日 平成29年3月17日(金曜)
- 1. 招集の場所 立科町議会議場
- 1. 開会 午後1時30分 宣告
- 1. 応招議員

1番 今井 英昭2番 森澤 文王3番 今井 清4番 村田 桂子5番 両角 正芳6番 村松 浩喜7番 榎本 真弓8番 森本 信明9番 西藤 努10番 滝沢寿美雄11番 田中 三江12番 土屋 春江

- 1. 不応招議員 な し
- 1. 出席議員 12名
- 1. 欠席議員 な し
- 1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人 副町長 山浦智城 教育長 宮坂 晃

総務課長 長坂徳三 企画課長 遠山一郎 町民課長 斉藤明美

建設課長 片桐栄一 農林課長 今井一行 観光事業推進室長 阿部文秀

観光商工課長 市川清美 会計管理者 小平春幸

教育次長 市川正彦 たてしな保育園園長 中谷秀美

庶務係長 竹重和明 農業委員会長 宮下芳昭

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 青井義和 書記 伊藤百合子

散会 午後4時24分

議長(土屋春江君) みなさん、こんにちは。議員各位には上程されました全議案に対して、 審議をこれまでしていただきました。本日は定例会最終日です。最後まで審議をよろ しくお願いいたします。

これから、本日3月17日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの撮影及び信濃 毎日新聞社の取材、撮影を許可してあります。

議事日程はお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第2号~日程第29 陳情第1号

議長(土屋春江君) 日程第1 議案第2号 立科町農業委員会の委員及び農地利用最適化推 進委員の定数を定める条例制定についてから、日程第29 陳情第1号 「共謀罪」創 設に反対する陳情書についてを一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認め、一括議題といたします。

ただいま議題となっています議案につきましては、各常任委員会及び予算特別委員 会に付託し、審査されていますので、各委員長より審査結果の報告を求めます。

榎本真弓総務経済常任委員長、登壇の上、願います。

〈7番 榎本 真弓君 登壇〉

7番(榎本真弓君) 7番、榎本です。

ただいまより、総務経済常任委員会の審査報告を申し上げます。

付託案件は審査経過の中で申し上げます。

審查経過。

本委員会は3月6日に付託された標記案件を審査するため、3月10日に常任委員会 を開催し、慎重に審査を行った内容の大要は次のとおりであります。

(1) 議案第2号 立科町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を 定める条例制定について。

新たに制度化された農地利用最適化推進委員の役割について説明を受け、原案を賛成多数で可決しました。

(2) 議案第3号 立科町消防団条例制定について。

立科町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例と、立科町消防団規則の一部を統合した条例との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(3) 議案第4号 立科町個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定について。 国の法律の改正に合わせ、個人情報の定義の明確化及び要配慮情報の取り扱いに係 る規定の整備を行うものであるとの説明を受け、原案を賛成多数で可決しました。

(4) 議案第5号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

育児休業等に係る子の拡大範囲、介護休暇取得方法等の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(5) 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

職務復帰後における号給調整等について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(6) 議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

介護時間について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

- (7) 議案第8号 立科町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例制定について。 次世代をつくる子供の育成支援をさらに進めるために、「教育」を明確にした事業 区分を創設するとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。
- (8) 議案第9号 立科町町税条例等の一部を改正する条例制定について。 消費税増税延期に伴う軽自動車税の改正税額等の説明を受け、原案を賛成多数で可 決しました。
 - (9) 議案第12号 平成28年度立科町一般会計補正予算(第8号)について。

歳入全款、歳出のうち、【1款】議会費、【2款】総務費(3項戸籍住民基本台帳費を除く)、【5款】農林水産業費、【6款】商工費、【8款】消防費、【10款】災害復旧費のうち、1項農林業施設災害復旧費、【11款】公債費、【12款】予備費。

歳入について主なものは、【1款】町税では見込みによる現年課税分の補正との説明を受けました。

【13款】使用料及び手数料では、権現の湯の使用料及び手数料の実績見込みによる 減額との説明を受けました。

【17款】寄附金では、ふるさと寄附金の増額との説明を受けました。

歳出について主なものは、【2款】総務費では、一般管理経費で、役場庁舎2階フロア内に簡易的な相談室設置のためのパーティションセットの購入であること。電算管理経費で、新規採用職員等のパソコンの購入であること。地域情報通信費で、データ放送設備について、費用対効果を考慮し更新を見送ったことによる減額補正が、主なものであることの説明を受けました。

- 【5款】農林水産業費では、全体的に事業実績見込みによる補正であり、林業費の減額は、国の補助金の減額に伴う事業量の減との説明を受けました。
 - 【6款】商工費では、蓼科園地音楽ホール利用実績の説明を受けました。
 - 【8款】消防費では、事業実績見込みに伴う補正との説明を受けました。

【10款】災害復旧費、1項農林業施設災害普及費では、事業実績見込みに伴う補正 との説明を受けました。

【11款】公債費では、町営住宅使用料の減額に伴う公債費充当財源の減額との説明を受け、12款予備費を含め、原案を賛成多数で可決しました。

- (10) 議案第28号 町有地貸付料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について。 原案を全会一致で可決しました。
- (11) 陳情第1号 「共謀罪」創設に反対する陳情書。

賛成少数により不採択としました。

審査結果、本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、 会議規則第77条の規定によりゆします。

議長(土屋春江君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、森本信明社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈8番 森本 信明君 登壇〉

8番(森本信明君) 8番、森本です。

立科町議会社会文教建設常任委員会の審査報告を申し上げます。

付託案件につきましては、審査経過の中で申し上げます。

審查経過。

本委員会は3月6日に付託された標記案件を審査するため、3月9日に常任委員会 を開催し、慎重に審査を行った内容の大要は次のとおりであります。

(1) 議案第10号 立科町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

条例改正内容について補足資料の提出を受け、介護保険法の改正により、利用定員が18人以下の小規模通所介護が、県所管から町が所管する地域密着型サービスに移行されたことに伴う、事業所指定基準等の一部改正であるとの説明を受け、原案を全会一致で可決いたしました。

(2) 議案第11号 立科町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及 び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

(3) 議案第12号 平成28年度立科町一般会計補正予算(第8号)について。

歳出のうち、【3款】民生費、【4款】衛生費、【7款】土木費、【9款】教育費。

【3款】民生費について、1項社会福祉費、2目障害者福祉費では、事業の実績及 び進捗に伴う補正が主なものであるとの説明を受け、2項児童福祉費について、3目 保育所費では、臨時職員賃金の減額、また、一般職員給与の減額について内容の説明 を受けました。

- 【4款】衛生費について、2項清掃費では、新クリーンセンター施設整備に伴う地元区への条件整備負担金の増額、及び生ごみ堆肥化事業経費について、生ごみ堆肥化事業の取りやめに伴う減額補正であるとの説明を受けました。
- 【7款】土木費について、1項土木管理費、1目土木総務費では、水道事業会計の経営戦略策定に係る負担金の補正、2項道路橋梁費のうち1目道路維持費では、除融雪対策に係る委託料等の増額補正、2目道路新設改良舗装費並びに5目社会資本整備総合交付金道路整備事業費では、事業確定による工事請負費等の減額補正が主なもの、また、5項下水道費、1目下水道総務費では、川西保健衛生施設組合の負担金について、内容の説明を受けました。
- 【9款】教育費について、1項教育総務費では、蓼科高校育成会への通学バスに係る補助金の増額について、3項中学校費では、教職員検診委託料の減額について、6項施設管理費では、風の子広場通路工事見直しによる工事費の減額との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。
- (4) 議案第13号 平成28年度立科町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について。

歳入のうち、前期高齢者交付金について、前々年度精算額及び当年度概算額の産出 確定による減額補正であるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(5) 議案第14号 平成28年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について。

原案を全会一致で可決しました。

(6) 議案第15号 平成28年度立科町介護保険特別会計補正予算(第3号)について。

介護サービス給付費では、事業の実績見込みによる給付費の増額補正であり、特定 入所者の対象者及び給付費状況の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(7) 議案第16号 平成28年度立科町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について。

原案を全会一致で可決しました。

- (8) 議案第17号 平成28年度立科町水道事業会計補正予算(第5号)について。 原案を全会一致で可決しました。
- (9)議案第29号 給水使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について。 原案を全会一致で可決しました。
- 3、審查結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則 第77条の規定により報告します。

議長(土屋春江君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[(なし)の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、榎本真弓予算特別委員会委員長、登壇の上、報告願います。

〈7番 榎本 真弓君 登壇〉

7番(榎本真弓君) 7番、榎本です。

予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

付託案件は、審査経過の中で申し上げます。

審査経過。

本委員会は、3月6日に付託された標記案件について、3月13日及び3月14日に委員会を開催し、審査を行った結果は次のとおりであります。

(1) 議案第18号 平成29年度立科町一般会計予算について。

原案を一部削除し、修正案を賛成多数で可決しました。

修正案について、【2款】総務費で、総務管理費の調査委託料、旧千草保育園耐震 診断費用435万3,000円は、同施設の今後について、解体を含め方向性が未定であり、 アスベストについても考慮しなければならない。現段階での耐震診断の必要性が疑問 である。

- 【3款】民生費で、社会福祉費、共生型介護予防事業877万6,000円は、社会福祉協議会補助金として計上されているが、現在活動している民生児童委員、地域包括支援センター、その他関係機関との事業内容のすり合わせ、調整が先行である。児童福祉費の高校生手当756万円について、経済的に困難な家庭状況により進学を諦めざるを得ない子や、中途退学する子についての支援等についての検討が全くされないまま、高校生に限定した制度であり、子育て支援策として公平性がない。
- 【6款】商工費・観光推進費、臨時職員賃金1.5人分については、事業の進捗に合わせて計上すべきであり、アドバイザー等の講師謝礼は、任期つき職員である室長の業務範囲と考える。立科町観光連盟補助金に含まれるゴンドラナイトツアーに係る補助金250万円は、事業化に向けた試験運行が天候等により1回だけで、最重要課題である運行の検証が不十分である。また、安全・安心な事業を行うための責任、備品等の帰属先についても明確でない。
- 【9款】教育費・施設管理費、マレットゴルフ場設置971万9,000円について、トイレ施設は場内を含め周辺4カ所に設置されている。新規に設置する前に案内看板等整備し、利用者に周知していくことが先決である。

以上、6項目の削除修正をする。

- (2) 議案第19号 平成29年度立科町国民健康保険特別会計予算について。 原案を全会一致で可決しました。
 - (3) 議案第20号 平成29年度立科町後期高齢者医療特別会計予算について。

原案を賛成多数で可決しました。

- (4) 議案第21号 平成29年度立科町介護保険特別会計予算について。 原案を全会一致で可決しました。
- (5) 議案第22号 平成29年度立科町住宅改修資金特別会計予算について。 原案を全会一致で可決しました。
- (6) 議案第23号 平成29年度立科町下水道事業特別会計予算について。 原案を賛成多数で可決しました。
- (7) 議案第24号 平成29年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算について。 原案を全会一致で可決しました。
- (8) 議案第25号 平成29年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について。

原案を全会一致で可決しました。

- (9) 議案第26号 平成29年度立科町水道事業会計予算について。 原案を賛成多数で可決しました。
- (10) 議案第27号 平成29年度立科町索道事業特別会計予算について。

ゴンドラナイトツアー実施に係る賃金137万1,000円を削除し、修正案を賛成多数で可決しました。

審査結果、本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、 会議規則第77条の規定により報告します。

議長(土屋春江君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 [(なし)の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。 2番、森澤文 王君、登壇の上、願います。

〈2番 森澤 文王君 登壇〉

2番(森澤文王君) 2番、森澤文王、原案に賛成の立場として討論いたします。

まず、社会文教建設常任委員会の付託案件についての賛成討論をいたします。

議案第10号 立科町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、並びに議案第11号 立科町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

まず、平成27年度の介護保険法の一部改正により、平成28年度より利用定員が18人以下の小規模な通所介護が、県所管から町が所管する地域密着型サービスに移行しました。これに伴い、当該サービスの設備基準、運営基準等、所要の条例改正を行うも

ので、あわせて認知症対応型通所介護に運営推進会議を位置づけるものであり、現在 町内での利用者には影響がないことから、賛成いたします。

議案第12号 平成28年度立科町一般会計補正予算(第8号)について。

3款民生費、実績及び実績見込みによる減額が主なものであり、賛成します。

4 款衛生費、実績及び実績見込みによる減額が主なもの、ほか新クリーンセンター 設備に伴う負担金は広域の取り組みの中で必要なものであるとし、賛成します。

7款土木費、実績及び実績見込みによる減額が主なもの、ほか除雪にかかわる予算 の増額であり、賛成します。

9款教育費、実績及び実績見込みによる減額が主なもの、ほか権現の杜公園管理経費の減額があるが、当初に予定していた広報では効果得られないため見直ししたものであり、適切な対応であるとし、賛成します。

議案第13号 平成28年度立科町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、 議案第14号 平成28年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、 議案第15号 平成28年度立科町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてまでは、 全て実績及び実績見込みによる補正が主なものであり、賛成します。

議案第16号 平成28年度立科町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について。 実績及び実績見込みによる補正が主なものであり、賛成します。

議案第17号 平成28年度立科町水道事業会計補正予算(第5号)について。実績による補正、ほか経営戦略の策定等に要する経費に、他会計より補助金を受ける収入の補正であり、賛成します。

議案第29号 給水使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について。これは議案 第28号 町有地貸付料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についてと同じ施設につい てであり、使用料の回収はもはや不可能であると判断し、請求権の権利放棄を認めま す。

では、議案第18号 平成29年度立科町一般会計補正予算について。

今回特に注目の集まるところに合わせて賛成の討論をいたします。皆様、ご記憶の とおり、予算特別委員会では質疑のルールを尊重し、自分の意見をほとんど述べてお りませんので、しっかりと時間をいただきますので、よろしくお願いします。

2 款総務費、1 項総務管理費、3 目財産管理経費調査委託料、旧千草保育園耐震診断435万3,000円、これについても賛成になりますが、まず、この予算の賛成の根拠の一つとして、決算審査意見書における監査委員さんのご意見があります。平成26年度、平成27年度と続けてご意見をいただいております。旧保育園跡地と公有財産の活用や処分を積極的に推進されたい。この文面から読み取れるのは、まず活用が活用であるということです。旧保育園跡地となれば4カ所、既に解体される1カ所の跡地については、いまだに利活用、販売のめどは立っていないと聞いております。処分という言葉にはまだたどり着いていないと考えます。新耐震基準が施行されたのが昭和56年の

6月1日ですので、それ以前に建てられた旧千草保育園の耐震診断というのは、活用の可能性を探るため、また解体せざるを得ない決定的な理由をつくるために必要であると考えます。もし解体となれば、概算で2,500万円を町の単独費用で行うと担当課で伺っております。更地にして売れれば3,000万円ほどになるということですので、本当に売れるのなら500万円の利益が確保されるということになるということでしょう。

ほかの施設も同様に考えれば利益が生まれますが、ここで私は考えます。目先の現金を町民益とするのがよいことなのか、ということです。現在、地方創生が叫ばれています。どこの自治体も活性化、人口増加のために施策を模索している。その中で、空き校舎等を利用した新しいビジネスが各地で成功の産声を上げている。

では、旧保育園は行政のお荷物なのか、地域を活性化できる卵なのか。それを明確にしていくためには、まず耐震診断をするべきであると行政側が決断をした。私はそう捉えております。どう利用するか判断してから、あるいはどうしても使いたい人が来てからでよいのではというご意見も予算特別委員会の中ではありましたが、後に出す結論の決め手というのは、耐震診断の結果から導き出されるのではないでしょうか。したがいまして、私の得られた情報から判断すると、この旧千草保育園耐震診断の予算は必要であるという結論に達しました。以上のことから、旧千草保育園耐震診断の予算に賛成します。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、社会福祉協議会関係経費補助金、共生型介護予防事業877万6,000円について。この予算を審議するために、私は町民課への聞き取り調査と、月刊ガバナンス2月号特集記事、包摂的な地域社会への視座という記事を用いました。結果、この事業は社会福祉協議会を中心に推進してもらうのがよいという結論に至りました。

まず、現在地方創生の中で必要とされるのが、住民の皆様の自主性であると思います。その流れは、さまざまなところであらわれてきています。私がよく引き合いに出しますが、移住コンシェルジュ養成講座、観光まちづくりDMOも住民の皆様に自主的に活動していただくことが、大変重要になってきます。さまざまな事業を横断しないと成立しないものだと思います。この共生型介護予防事業も、共生型社会を目指す中で、住民の皆様で自主的に支え合いをしてもらうところに目標があり、いわばたて糸に対してのよこ糸の行動が必要と考えます。今の社会にはこのような流れが来ていると思います。

このことから、共生型介護予防事業が目指していく共生型社会は、私の理解の中では、将来の立科町にとって必要な事業であります。この事業は育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面するダブルケアの家庭など、世帯全体の複合化、複雑化した課題を的確に捉え、分野を横断したりをすることができる、総合的な支援体制づくりを進めるためのものです。シンプルに申し上げますと、福祉のワンストッ

プ窓口、窓口の一本化の土台になるもので、目標地点は地域による支え合いができる 社会の構築、縦割りの仕事を横断してやっていくためのものだと思います。この事業 の目標地点は、はるかかなたにあると思います。福祉ニーズの多様化、複雑化を踏ま えて、縦割りの相談機関に生まれる制度のすき間という課題の解決に向けて、包括的 なよこ糸の支援システムをつくり、高齢者の方やボランティアの方々などのお力をい ただきならが、地域に支え合いの社会をつくっていくものと、私は捉えております。 ですので、着手は早ければ早いほどよいと考えます。

今現在、行政がやればよいという考えは事業の足かせにしかならないと考えます。 私も一般質問で、情報が課を横断しているのかと聞いておりますが、まだできていないのではないかと感じます。まだまだ縦割りであると思います。また、自主的に活動しておられるボランティア団体などの方のご意見にも、いろいろな活動をしている人たちをつなげる人がいない、それは社会福祉協議会の仕事ではないのかということもありました。これらの理由から、私はこの予算に賛成いたします。

続きまして、3款民生費、2項児童福祉費、2目子育で支援費、子育で支援事業経費、高校生手当756万円、この事業は私たちが日々町民の皆様からいただいている要望の1つの答えであると思います。子育で支援を手厚くしてほしい、このことは一般質問で扱われている議員さんもいらしたと思います。これは町長も打ち出しておられる重点指針、子育でしやすいまちづくりにもしっかりと合致している事業であると考えます。現代の高校生には、お金がかかっていると思います。例を挙げれば、私が高校生のころなどは、携帯電話すらありませんでしたが、親ごさんが常に連絡のとれる携帯電話、スマートフォンを年ごろの子供に持たせたいというのは当たり前の世の中になっていると私は思います。電話料金に限らず交通費でも書籍の購入でも、月当たり3,000円というのを、用途という色のついていないお金で支給し、手当での薄い高校生を町が支えようというのは、行政の仕事として正しい判断であると私は捉えております。

そして、この高校生手当の事業を多面的に考えたとき、移住定住促進にもかかわってきます。少子化、生産年齢人口の減少にさらされている当町において、呼び込みの1つの目玉になると考えます。むしろ、私はこの事業の軸は、ここにあるのではないかと考えるぐらいです。移住者への優遇策ばかりであると住民の皆さんはご不満があるのではないかと思いますが、立科町在住の高校生に一律で手当てを支給するのですから、偏りのない事業であり、一石二鳥の事業であると考えます。高校に行くのが当たり前という社会になっていますが、貧困等の理由により進学できない子供を支援するべきではないかというそもそも論がありますが、それは別の事業であると考えます。修正をかけるのであれば、この高校生手当という事業への具体的な対応をもってするべきであります。私は先ほど申し上げたとおり、高校生手当は一石二鳥のよい事業であると、念を押した上で、この予算に賛成いたします。

続きまして、6款商工費、2項観光費、2目観光振興費、臨時職員賃金269万7,000 円、講師謝礼等200万円、観光まちづくりアドバイザー戦略会議講演会等の経費、こ れはDMO、観光地域経営、なじむ言葉にすると観光まちづくりに関する予算になり ますが、講師謝礼等にかかわる予算は、なくてはならないものであるというのが私の 考えとなりました。今回の予算審議のこともありまして、観光商工課主催の観光まち づくりワークショップには、可能な限り出席いたしました。より積極的に議員の皆さ んにも参加してほしいものだと感じました。そこで私は感じたのは、この観光まちづ くりには、プロフェッショナルの指導と人手がないと、思い切りもたついてしまうと いうことでした。スピード感をもって事業を行うとなれば、外部のプロフェッショナ ルの力は欠かせません。そして幸いにそのプロフェッショナルがお隣の茅野市にいら っしゃり、もう何度も立科町に来ていただき、町内の参加者に観光まちづくりの基礎 を教えていただいています。これが、これからがいいところというところで、講師謝 礼等の修正削除による中断は、事業への見解をはっきり述べていただかないとこれま で参加された町民の方々のご理解は得られないと思います。まちづくりのやり方とし て、立科町にとって必要な要素ばかりの事業であると私は痛感いたしました。広く町 民の皆様に観光まちづくりワークショップにご参加いただきたいものだと思っており ます。推進室長が観光まちづくりアドバイザー講師の仕事もやるべきというご意見も ありましたが、私は行政が室長を講師に育てるために雇用したと、そういうふうには 考えておりませんので、推進室長には観光まちづくり等索道事業の経営改善に力を尽 くしていただきたいと思います。観光まちづくりDMO、この事業は立科町の将来に よい結果をもたらす可能性が大きい、大変高い事業であると考えますので、そのため にこの予算は必要なものであるとし、賛成いたします。

6 款商工費、2項観光費、2目観光推進費、立科町観光連盟補助金1,079万6,000円のうち、ナイトゴンドラツアー実施にかかわる備品等購入への補助250万円、この事業は長年言われているゴンドラリフトのグリーンシーズンの収益事業をどう確立するのか、という課題への1つの答えであると考えます。今回、検証ということが問われておりますが、昨年1回の検証ということになりますけども、来年度1年間の運行の実践結果こそ、検証に値する材料になると思います。また、安全性ということもお話が出たのですけれども、安全性の問題というのは、1985年に運行開始されたゴンドラリフトの安全性の話を今問うのかと、素道の運行において昼、夜は関係ないと私は考えます。陸運局の素道夜間運行の基準を満たし、許可を受けて昨年のナイトゴンドラは運行しておりますので、安全性は国のお墨つきと言えます。そもそも安心・安全索道というのを心がけて運営している中で、安全性を問うというのは、ナイトゴンドラに限らず、立科町のゴンドラリフトの安全性と職員の施設管理を疑問視していることになります。私はゴンドラリフトは常に安全を心がけて運行、管理されていると考えておりますので、安全性の話は論点にならないと考えます。また、ナイトゴンドラツ

アーの経費というのは、観光連盟への補助金でありますので、観光のプロたちの企画であり、収支のシミュレーションもされています。観光というのは、商売ですので、心配して足踏みをしているうちに、もうけを損なってしまう。このようなことは、商売の現場でやはりあると思います。星空を売り物にするというこの企画は、立科町は立ち遅れております。出遅れております。今回、この官と民が一体となり観光振興させようというすばらしい企画の1日も早い実行を願っておりますので、この予算に賛成いたします。

9款教育費、6項施設管理費、3目権現の杜公園管理経費、マレットゴルフ場トイ レ設置に係る経費971万9,000円、この事業は利用者の皆様からの長年の要望によると ころが大きいのは担当の教育委員会の説明のとおりでよいと思います。私の経験の話 になりますが、昔飛騨高山の高山祭に行ったときのことですが、大勢の観光客がいら していて、対応するために水洗トイレつきの有料駐車場に簡易トイレを6つほど設置 して対応されていたのですが、水洗トイレには女性の行列、簡易トイレはすごくすい ておりまして、待ち切れなさそうな女性の列に、簡易トイレはがらがらですよと教え てさしあげたことがありましたが、そんな汚いところ使うわけないじゃないと怒られ たことがあります。もう10年以上前のことですが、トイレはもう清潔、快適が当たり 前なのです。今回修正の話の中で、簡易トイレを置くという対案もありましたが、排 泄の音が響いてしまうトイレは使いたくない、というのが乙女心という配慮が必要な のではないかと思います。我が身を振り返っても、ウオシュレットの洋式トイレ、洋 式トイレ、和式、簡易トイレと4つから選べと言われたら、ウオシュレットのついた トイレを選びます。そして、この無料のスポーツ施設にお金をかける理由がないので はないかと、お金をかける理由がないとするならば、施設利用の料金徴収するほうが コストが高くなる可能性も考慮しないとなりません。マレットゴルフを単なるスポー ツと考えるか、高齢者の運動量の確保、交流による認知症の予防、孤立の防止、生き がい、趣味という福祉的側面も考えるのか、ならばトイレは必要ということも考える べきと思います。ちなみに、私は副業で接する高齢者の方には、マレットゴルフは体 によいものだとお勧めしております。足場が平らではないから転倒予防の筋肉が刺激 されるんじゃないかなと、のんびり人と話ししながらできるし、頭も使うと思うから 認知症の予防にもなるんじゃないでしょうか、楽しければ何よりじゃないですかとい うことになりますけれども。また付随して、隣接している権現の湯の利用者の増進と いう分野への影響ということも考えますと、このように多面的に考えた結果、マレッ トゴルフ場のトイレの設置は必要なものであるとし、賛成いたします。

議案第27号 平成29年度立科町索道事業特別会計予算、1項営業費用、1目リフト営業費用、賃金ナイトゴンドラ4名60日分、137万1,000円と、この予算については、 先ほど述べましたナイトゴンドラツアーにおける陸運局の索道夜間運行の基準を満たすための人員配置の賃金なので、当然賛成です。予算特別委員会の中で、修正案の説 明の中では、観光連盟へのナイトゴンドラツアーへの修正と、同じ理由で修正するよ うなものだと記憶しているのですが、この修正が含む意味というのがちょっと大きす ぎるなと私感じまして、修正案について賛成の討論で答えが聞けるのを期待している んですけれども、今回我々が扱っているのは、平成29年度の立科町の1年間の予算、 いわゆる当初予算であります。補正予算と違うのは、皆さんもご理解されているとお りです。この3月定例議会において、この賃金を修正するということは、索道事業に おいて来年度その1年間その業務は発生させてはならないということだと受け取れま す。索道夜間運行の安全基準を満たすための人員配置の賃金ですから、平成29年度に おいてはナイトゴンドラツアーができないということを意味します。仮に、観光連盟 への補助金のナイトゴンドラツアー経費分を修正したので、片方だけ削ったのでは整 合性がないということが、この平成29年度索道事業特別会計の修正の根拠であり、 6月定例会までにナイトゴンドラツアーを議会が認める条件が整えば、補正予算で認 めればよいというお考えでしたら、それは通らないのではないかと考えます。この会 計の予算のこの賃金の修正というものは一般会計のナイトゴンドラツアーへの補正を 認めない意思を強くあらわしますので、この修正は来年度ナイトゴンドラツアーをや らないということの最終確認の意味を持つと思います。安全性を保つための基準の人 員を外すことになるのですから、安全性の確保が消滅しますので、来年度のナイトゴ ンドラツアー事業の停止に等しいと考えるのが、正しいと思います。この6月定例議 会までに条件を満たしたら、補正予算を認めるというのは、あくまでも私の仮説です ので、ご理解いただければ幸いです。しかし、グリーンシーズンの集客のためになる 現在最も手のつけやすいナイトゴンドラツアーを平成29年度はやらないという修正の 話ですから、先ほど申し上げたとおりですので、やらないという修正でありますので、 ゴンドラリフトの課題であるグリーンシーズンの収益事業の確立に代案があることも 含んでいるのだろうなと解釈もできますから、少なくとも平成29年度のグリーンシー ズンの集客策、それは論じていただかないと整合性がとれないのではないでしょうか。 先に申し上げたとおり、私はナイトゴンドラツアーは早急に事業を起こさねばならな いと考えておりますので、この索道夜間運行の基準を満たすための人員配置の賃金に ついて、賛成いたします。

長い時間おつき合いいただきましたが、結びます。今回の私の予算審査の基準は、可決か否決としまして、修正を最後の手段と考えました。これはどう調査してもどう考えても執行させられないという事業であれば、その会計に対し否決をするつもりだったのですけれども、簡単に否決という答えはでませんから、ぎりぎりまで新規事業の正当性、賛成する要因を調査いたしました。この当初予算には限らないと思うのですが、予算の会計、款・項・目・節をまたぎ事業の目標、効果が絡み合っており、仮に単品で事業を引き抜くにしても単純ではなく、事業によっては町内どころか、広域のつながりにも影響が出てしまうという可能性もありました、修正した場合ですね。

結果、今回上程された予算には事業の正当性があり、町を活性化するための予算であるという判断に達しました。今回、修正に対しての賛成討論の方が少ないということが大変残念でございますが、これにて原案に賛成の討論を終わります。

議長(土屋春江君) 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。4番、村田桂子君、登壇の上、願います。

〈4番 村田 桂子君 登壇〉

4番(村田桂子君) それでは、反対討論を行います。そして、29年度の一般会計並びにその他の条例の中の修正案、主として一般会計ですけれども、修正案には反対の立場で意見を申し上げます。まず、多岐にわたる議案がございますので、討論も長くなりますけれども、ご了承願います。

まず、議案第2号です。立科町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定 数を定める条例制定について、今回の議案は、農業委員会の構成について委員13名に 加え、新たに農地利用最適化推進委員を3名設けることとし、その報酬を定めるもの です。そして附則で、農業委員会の選任について、従来の選挙や団体からの推薦規定 を廃止するものです。この条例そのものは、単に構成要件のみを定めるものですけれ ども、その背景には農業委員会の権限を弱め、縮小、廃止を狙う政府の思惑がありま す。農地の番人としての農業委員会を弱体化し、政策提言のできる県議との、政策を 提案する県議です、その県議の機能を奪い、最適化推進委員を置くことで、農地の流 動化を促すことにつながります。この方向について私は疑問があります。荒廃農地、 遊休農地をなくし、後継者を生み出し自給率向上を図るには、土地の流動化で株式会 社などへの土地集約ではなく、食べていかれ将来が見渡せる米など農産物の価格保証 であり、所得補償であります。農業を全ての産業の基幹産業として位置づけ、それぞ れの地域に合った作物を育てることが国土保全にもつながり、地域のコミュニティの 維持発展も保証することになります。若者が戻って後継ぎができる農業こそつくるこ とです。現在の政府によって進められている農政の方向転換こそが求められているこ とを指摘し、反対討論といたします。

次に、議案第4号 立科町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について、 反対の討論をいたします。この条例は、町の個人情報保護条例に、改めて個人情報の 定義を行い、そこに個人、識別符号、つまり個人番号を入れ込み、さらにプライバ シーである要配慮個人情報についての取り扱いの配慮を入れ込みました。そして、第 10条により、コンピューターのネット機能による外部提供を禁止していますが、例外 として法に定めがあるときは提供できるとしています。

しかし、この法律が問題です。現在は、税と社会保障の事業への接続、付番ですが、 さらにこれが貯金や医療情報、図書カードなど、思想信条情報などにも拡大が狙われ ています。保険業界などでは大量の個人情報が流出しており、またこうした業務の民 間への下請けが常態化している現在にあって、セキュリティ強化といっても、人間が 業務を担当する限り、個人情報が漏れ出す危険は避けられません。個人番号が悪用さ れ、なりすましによる事件が後を絶たないことが、既に実施されているアメリカや韓 国で報告されています。

自治体の業務は、私たちの暮らし全般にかかわるものです。さまざまな分野に分かれていた個人についての情報が、ナンバーで統合して検索できるようにすることは、管理する側からすればいいのかもしれませんが、こうした危険を伴います。個人を特定するのには、従来の方法で十分だと考えます。情報の一元化は危険です。しかも莫大な電算関係の経費を伴います。以上、マイナンバー制度の導入と軌を一にするものとして反対します。

議案第9号 立科町町税条例等の一部を改正する条例制定について、反対します。 反対の理由は、町民が多く利用している軽自動車税について、長い年限、14年以上使 用している車は、排ガスなど環境に負荷をかけるとして、税金を高くしていることで あります。気持ちは十分わかりますが、しかし軽自動車は小回りのよさに加え、税金 など維持費が安くて済んだことが、愛用される大きな原因でした。しかも庶民は大切 にして長く乗り続けているのです。町の場合、5,500台の軽4輪自動車のうち、なん と1,098台が14年以上です。20%近い5人に1人が高い税金を払うことになり、庶民 いじめだと考えます。現在の経済状況に鑑みて、賛成はできません。

次に、議案第12号 平成28年度立科町一般会計補正予算について、反対します。この補正では、蓼科地区の建物撤去費工事の繰越明許費とともに、個人番号カードの交付事業費補助事業が盛り込まれ、個人番号制度の普及に向けた取り組み強化が続けられています。現在の発行状況は、交付率が9.64%です。マイナンバーカード普及の促進のために、住民票や印鑑登録票などが全国のコンビニでとれることを上げていますが、マイナンバーへの煩わしさや危険性、警戒感から取得は進んでおらず、来年度に繰り越されました。住基カード事業の二の舞が予測され、さらに危険性も増します。廃止を求めます。さらに事業費においても、マイナンバー制度関連で、国の補助に対して児童福祉、障害福祉、高齢者など、福祉事業分野で町費を加えての事業が展開されます。反対します。

総務費では、相談室を新たに設けることになりました。庁舎入り口付近にパーティションでしつらえるということです。これは歓迎します。

なお、長和町への堆肥化の委託事業は、長和町の堆肥化方針が変更になったことを受けて中止されました。住民の間にはさまざまな議論、異論があり、合意が得られている状況ではなかったので、その決断は歓迎します。改めてごみの減量をどう進めるのか、計画の練り直しが必要です。特に増えつづけている事業系のごみの減量化については、関係団体を含め、町民の創意でアイデアや知恵を出し合い、実現させることが重要です。なお、既に購入した堆肥化用のごみ袋は、可燃物の袋と同様の値段で町

民に利用していただいたらどうでしょうか。以上、討論とします。

次に、議案14号 平成28年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算について、反対をいたします。来年度、この4月から75歳以上の高齢者、後期高齢者医療保険料について、これまであった特別措置を段階的に縮小、廃止されます。そもそも家族の扶養となっていた高齢者まで抜き出して、75歳以上だけで医療保険制度をつくること自体が納得できるものではありませんでした。加えて、扶養になっていた高齢者は保険料支払いを免除されていたものです。この制度ができたときに、ここに議論が集中し、負担能力のないものから保険料を徴収するのかという国民的な批判を受けて、特別措置が設けられました。それを政府は覆して、順次保険料を本則に戻そうとしています。いつものやり方ですが、汚いやり方です。町はこれを受けて、本来ならこの補正予算で軽減措置の検討をしなければなりませんが、盛り込まれていませんでした。

次に、議案第16号 下水道事業特別会計の補正予算と、17号 上水道事業特別会計 については、収納率がほぼ99%近くあり、安定した事業経営であります。貧困格差が かつてなく広がっているときに、低所得者への軽減制度が設けられていないことは問 題です。反対します。

次に、議案第12号 平成29年度一般会計予算について、修正案に反対し、原案に対しても反対の討論を行います。少々長くなりますが、ご了承ください。

まず、現在の情勢について述べます。現在の国政をめぐる情勢は極めて激動を極めております。戦争ができるよう憲法違反の疑いの濃い新安保法を強行して以来、南スーダンに派遣された自衛隊部隊の送った日報をめぐり、廃棄された、見つかった、廃棄を命じられたのではないかなど、二転三転しました。しかも日報に書かれていた、戦闘が行われているという記述を、稲田法務大臣は憲法上、戦闘という言葉ではなく、衝突であるなど、ごまかしの説明で大臣としての資質が問われる事態です。南スーダンからの撤退が突然公表されました。5月になるということですが、国民の運動や懸念が政府を動かしたものと安堵しています。1日も早い撤退を願います。また、森友学園による安倍信三記念奨学金をめぐって、9億円の国有地がわずか1億数千万円に格安で払い下げられ、この背景に政治家の関与が取り立たされ、きのうのニュースでは何と寄附者の中に安倍総理の名前も挙がったところであります。今後、国会への証人喚問で明らかになると考えますが、安易な幕引きは許さず、徹底的に解明すべきと考えます。

沖縄では、辺野古沖の米軍新基地建設が再び強行されました。沖縄県民が度重なる 選挙で、新基地建設ノーの審判を突きつけているのに、国は県民の思いを踏みにじり、 トランプ政権にすり寄り強行する姿勢は、まさに日本の民主主義が問われている事態 だと考えます。沖縄の負担軽減を名目に、岩国基地にオスプレイの配備を強行し、今 度は首都にある横田基地にオスプレイを配備して、日常的な訓練を私たち長野県民の 頭上でも展開しようとしています。沖縄の負担軽減ではなく、本土の沖縄化と言えま す。私たち日本の空に、米軍が専用区域として昼となく夜となく、また日本の航空法も無視する低空飛行訓練により占有することは許されません。アメリカでは禁止されている住宅地の上空での訓練など、まさに植民地状態と言えます。沖縄県民に連帯して、戦争のための訓練には使わせないよう大きな運動が求められます。 TPPについては、新大統領のトランプ氏が脱退を表明し、TPPそのものの発行はなくなりました。しかし、そうしたことが十分予測されたにもかかわらず、国会で承認したために関税の撤廃レベルまで譲歩を迫られることになります。今後、アメリカとの二国間での交渉が開始されますが、日本の市場を明け渡して、日本の産業を犠牲にする交渉になる危険性があります。労働法制も一生涯派遣から抜け出せないような仕組みづくりが進んでいます。社会保障もどんどん後退して軍事費や防衛関連の産業、学術関係に予算が回される、まさに軍事国家への道を歩いていることを危惧します。こうした国政のありようを見るときに、政治への信頼を取り戻すには、住民の身近にあって、まさに命と暮らしを支える基礎自治体である町政が、町民の負託に応えて、しっかりとその仕事を果たさなければと強く感じるものです。その立場で審査に臨みました。

私の反対の理由の第一は、個人番号カードについての事業が行われているということです。国民の管理に道を開き、煩雑な事務手続きや管理が要求され、セキュリティの費用も増大するばかり。なりすましなどの犯罪や情報の漏えいなどの事件への心配も増えます。国の交付金を使ってではありますが、町の持ち出し分も多く、莫大な財源を投入する割に、住民の利益にはならないと考え、反対です。

反対の2点目の理由は、解放同盟への特別扱いの事業です。部落解放同盟立科町協議会へ80万円、解放子供会と指導者に10万8,000円など、100万円近い税が投入されます。子供たちへの教育には、単に知識の習得だけではなく、差別に負けないで強く生きるという生きる力を養っているといいます。そうしたことは、単に該当地区の子供たちだけでなく、立科町のあらゆる地区の子供にも養ってほしい力です。貧困や母子家庭、父子家庭、外国籍、在日の方など、他の差別と同様、一人一人の人間としての尊厳に気づき、誇りを持って生きられるよう、もっと対象を広げて門戸を開くべきと考えます。特別扱いが差別の固定化を招きます。考え直すべきです。

3つ目は、進行する住民の貧困化、子供の貧困への手だてが足りないのではないかということです。今回は町長の新提案で、高校生手当が予算化されましたが、残念ながら削除されてしまいました。各種学校、通信制、定時制を含む全ての高校生が対象でした。説明不足は否めません。子育て世代の経済的負担を軽減するという期待の持てる事業だったのにと残念です。また、新たに町外の保育園に通う子供の保育料についても、第三子を無料にし、また、満18歳以下の子供と障害者などに対する交通災害の共済掛金を町負担とすることを新設しました。学校以外での交通事故などに対する補償です。評価します。低所得の方たちの結婚支援や新婚生活支援補助金を設けます。財源は国の補助ですが、上限24万円までの住居取得や引っ越し代などに対する支援で

す。しかし、医療費無料化を文字どおり窓口で無料にすることや、水道料など公共料金の減免制度など、ひとり親家庭や貧困家庭などに心を寄せた施策展開がさらに求められます。特に子供の貧困は16%となり、6人に1人は貧困家庭という状況です。給食費の軽減、無料化や、就学援助を受けやすくする工夫が必要です。残念ながらこの点での展開は見受けられませんでした。さらなる施策展開を期待します。

議案第20号 後期高齢者医療特別会計については、先ほどの補正で申し上げましたが、政府の特例措置が見直され、軽減措置が順次なくなります。反対です。制度そのものに持続可能性がないだけではなく、負担は2年ごとに上がることになります。年金は削られる一方なのに、天引きされる額は増える一方では、暮らしの持続可能性はありません。生きていかれるよう、町独自の対策が必要だと考えます。

議案23、26号は、下水道、上水道事業特別会計予算についても、命の水を供給する 公益事業であるだけに、本来ならば制度そのものに低所得者対策が盛り込まれていな ければならないと考えます。収納率は99%を超え、経営は安定して黒字です。わずか な負担軽減策に道を閉ざしてはいけないと考え、反対します。

討論の最後に一言申し上げます。今回の予算については、大幅な削除が行われました。特に、町長が新たに提案した新規事業のうち、7つが削除され修正をされました。その事業の中には、ゴンドラナイトツアーのように、町の星空を観光客に堪能してもらおうという町の自然を生かした事業もあります。また、社会福祉協議会による共生型介護予防事業構築準備委託費もありました。私の認識では、御代田町のような制度のはざまにいる人たち対するきめ細かい思いやりの福祉事業の展開を期待しています。地域に出向いて住民と触れ合い、さまざまニーズをくみ上げ事業化する準備費として受けとめました。観光まちづくりや観光推進室での事業推進の委託料、臨時職員の配置などの賃金も盛り込まれ、いよいよマスタープラン作成初め、立科町の観光を、単なる自然景観を見てもらう観光にとどまらず、町の農業や伝統行事も含めた暮らし方そのものを体験してもらう新しい観光地づくりに、本格的に取り組みが始まるかと期待させるものでした。

しかし、残念ながら、町の説明責任を果たしていませんでした。特に、新規に行われる事業については、なぜ必要なのか、どのようなもので町とのかかわりがどうなのか、予算に盛り込まれるまでの説明が極めて不十分です。予算書をあけてみて、これは何かと思うことがしばしばでした。高校生手当も新聞報道が先で、予算委員会まで説明はありません。共生型介護予防もそうです、マレットゴルフ場のトイレもゴンドラナイトツアーの事業化も同様です。せっかく前向きの魅力的な事業を用意しても、議員に十分な資料提供を含む説明がされなければ、私たち議員は町民に説明ができません。前回に続いて2回目です。

町長は議会と理事者側とは車の両輪だと言います。そのとおりです。しかし今は理 事者側の思いが先立って、議会の理解を得る努力が少し足りないのではないかと思い ます。町民は町政の転換を求め、米村町長を誕生させました。その背景には、住民の 意見を聞いて進めてほしいという思いが強くあったと感じております。私たちは町民 の代表として、よい町政をつくりたいと思っています。どうか議員のこうした思いも 酌んでいただき、十分な説明責任を果たしていただくことを切にお願いをして、討論 を終わります。長い間のご清聴ありがとうございました。

議長(土屋春江君) ここで暫時休憩といたします。再開は2時55分からです。

(午後2時48分 休憩)

(午後2時55分 再開)

議長(土屋春江君) 休憩前に戻り議事を再開いたします。

次に、原案に賛成者の発言を許します。 賛成討論はありませんか。 4番、村田桂子 君。

4番(村田桂子君) 議案第5号 職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例と、議案第7号 一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、大歓迎です。この条例は、子供の範囲を拡大し、明確化を図り、さらに介護休暇についての規定を連続した休暇をとる回数が3回まで、通算して6カ月までと拡大されました。さらに、介護休暇だけではなく、介護時間を設け、1人の介護について3年の間に2時間を限度として、介護時間をとることができるように改正するものです。介護が発生することによる離職を防ごうとする狙いから設定されました。制度の拡大であり、歓迎します。

また、この規定が生きて活用されるためには、職場の理解だけではなく、人的な配置保障が必要だと考えます。日ごろから職員の家庭環境について把握をし、みんなで支え合う温かい職場づくりのためにも、管理者の責任が重大です。これまで、有給休暇があっても取得率は低いまま推移しています。絵に描いた餅にならないよう人的配置を含め体制をつくることを求め、賛成とします。なお、公務の職場できちんと保障されて生きて働いてこそ、民間にも波及することができることを、申し添えておきます。

議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、 賛成討論します。どちらも町職員の働く条件の改善です。職員が出産し、1歳から 3歳まで育児休暇をとった人が職場復帰をするときに、これまで昇給については4段 階のうちの2段階と定められていましたが、今回の改正で通常の4段階の昇給とする ことが規定されました。これまでの規程は、3年までの育児休暇をとった職員の勤務 について、低い評定につなげるものとなっていましたが、今回の規定で、育児休暇を とった者がハンディと感じさせないものに位置づけられました。条件としては、やは り研修の充実が上げられます。さまざまな制度改正やシステム変更など、職場の環境 の変化になじめるよう、特段の配慮をお願いいたします。

以上、賛成討論といたします。

議長(土屋春江君) ほかに賛成討論はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

討論なしと認めます。これで、賛成討論を終わります。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。修正案に賛成討論はありませんか。 6番、 村松浩喜君、登壇の上、願います。

〈6番 村松 浩喜君 登壇〉

6番(村松浩喜君) 6番。私は先ほど予算特別委員長から提出された平成29年度立科町一般 会計予算に対する修正案について、賛成の立場で討論いたします。以下、削除修正の 対象となった歳出の内容について申し上げます。

原案では、2款総務費、1項総務管理費に、旧千草保育園の耐震診断の調査委託料435万3,000円が計上されておりました。この理由は、旧千草保育園の施設利用を検討するために、耐震基準とアスベストの調査を実施するというものです。しかし、この建物が建築された時期から判断すると、耐震基準を満たしていないことと、アスベストが使用されていることはほぼ確実です。したがって、改めて調査する必要性は乏しいと思われます。私は以前旧千草保育園の跡地利用を検討するように提案したこともありましたが、この建物を利用する場合は、耐震基準を満たしていないことを前提とした用途に限定するのも、やむを得ないのではないでしょうか。

次に、3款民生費、1項社会福祉費について申し上げます。ここでは、社会福祉協議会への補助金のうち、共生型介護予防事業に伴う877万6,000円を削除しました。これは現在、国が推進している地域共生社会の実現に向けた新たなシステムの一環として、育児、介護、障害、貧困など分野別の相談支援体制と連動して、対応することができる総合的な支援体制を構築するためのものです。計上された予算の主な使い道は、複合的な課題を抱える相談者を支援するために配置する専門職員2名の人件費でした。この事業そのものは、立科町の福祉行政を充実させる大変すばらしいものです。それだけに、事業主体は社会福祉協議会ではなく立科町とし、専門職は立科町の職員として採用するべきだと思います。したがって、社会福祉協議会への補助金としての支出は適当ではないと判断いたしました。

続いて、3 款民生費、2 項児童福祉費について申し上げます。これは、中学生までの児童手当の支給期間が終了した後の子育て支援策として、高等学校などの生徒1人につき3,000円を支給するものです。立科町の特色ある子育て支援策であり、私は基本的に賛成いたします。しかし、所得制限を設けるべきではないかとか、経済的な理由で学校の生徒となることができない者も支給対象にするべきではないかという反対意見にも一理ありますので、原案で示された条件では認めにくいと判断いたしました。

続いて、6款商工費、2項観光費について申し上げます。ここで、原案から削除した内容は次の3点で、合計719万6,000円です。1つ、観光まちづくりアドバイザーへの謝礼、2つ、観光事業推進室所属となる臨時職員の人件費等、3つ、ゴンドラナイトツアーの実施に係る備品購入等に対する観光連盟への補助金、以上です。

観光推進経費については、索道事業の見直しを含む白樺高原マスタープランの作成に優先的に取り組み、あわせてDMOを推進するための予算は認められますが、観光まちづくりアドバイザーと臨時職員については、その必要性が満額では認められないため、一旦削除いたしました。ゴンドラナイトツアーは私は基本的に実施していただきたい企画です。しかし、今年度実施した試験運行についての検証結果、安全性の確保、収益の見込みなどについての報告及び説明が不足していることが問題視されました。なお、この修正に関連して、索道事業特別会計の賃金も減額修正となりました。

さて次は、9款教育費、6項施設管理費のうち、権現山マレットゴルフ場にトイレを新設することに伴う工事費等971万9,000円の削除です。トイレは既にコース内にあります。1,000万円ほどを費やして新たにトイレを設置する前に、しかるべき対策を施しているのかの見直しが必要です。現在、マレットゴルフ場の入り口にはトイレの場所をしるしたコース全体図の看板がありません。コース内にトイレの場所を案内する立て札もありません。まず、これらの表示物を設置するべきですし、トイレを増やすならば仮設トイレという方法もあるのではないでしょうか。

以上、削除修正するべき項目について申し上げましたが、ここで、理事者、管理職の皆さんにお願いがございます。新規事業については、なるべく予算案を完成させる前に議会に説明していただけないでしょうか。予算案が作成された後では、修正するべき点がある場合、やむを得ず否決せざるを得ません。私たち議員は、責任ある判断をしなければなりませんので、疑わしきは認めずという選択をするからです。私は今回、基本的には賛成するが、反対意見も理解できるので今回は削除するという選択をしたものもありました。予算案を完成させる前に、内容を知らせていただければ、修正する点も指摘できますし、議員の多くが反対し否決が予測される内容であれば、予算案の作成を一旦中止し、担当職員の業務の負担を軽減することもできるのではないでしょうか。

昨年9月の定例会でも、補正予算の修正に際し、同様のお願いを申し上げましたが、今回はその願いがかなわず、まことに残念です。議会が修正案を提出することがたび重なると、町民の皆様に不安を与えるばかりか、役場業務が停滞し、町民の皆様にご迷惑をおかけすることにもつながりかねません。それが年度当初であれば、より大きな混乱を招くことも予想されます。さらに、労力と時間を費やして企画した新規事業案が否決されたとなると、担当職員の勤務意欲が低下することも心配されます。今後は、ただいま申し上げたことにつきまして、何とぞご配慮いただきますようよろしくお願い申し上げます。これで、私の賛成討論を終わります。

議長(土屋春江君) ほかに賛成計論はありませんか。

[(なし)の声あり]

これで討論を終わります。これより採決のほうに入ります。

日程第1 議案第2号 立科町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。この採決は起立によって行います。本案に 替成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

青井事務局長、確認してください。

着席してください。起立多数です。したがって、議案第2号 立科町農業委員会の 委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定については、可決すること に決定しました。

日程第2 議案第3号 立科町消防団条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第3号 立科町消防団条例制定については、 委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第4号 立科町個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。この採決は起立によって行います。本案に 賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

青井事務局長、確認してください。

着席してください。起立多数です。したがって、議案第4号 立科町個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。 次に、日程第4 議案第5号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改 正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第5号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。 次に、日程第5 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条 例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとお

り決定することにご異議ありませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の 一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 立科町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第8号 立科町ふるさと寄附金条例の一部 を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第9号 立科町町税条例等の一部を改正する条例制定についてを採 決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。この採決は起立によって行います。本案に 賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

青井事務局長、確認してください。

着席してください。起立多数です。したがって、議案第9号 立科町町税条例等の 一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第10号 立科町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、及び日程第10 議案第11号 立科町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを一括採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第10号 立科町指定地域密着型サービスの 事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定に ついて、及び議案第11号 立科町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第11 議案第12号 平成28年度立科町一般会計補正予算(第8号)についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。この採決は起立によって行います。本案に 替成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

青井事務局長、確認してください。

着席してください。起立多数です。したがって、議案第12号 平成28年度立科町一般会計補正予算(第8号)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第12 議案第13号 平成28年度立科町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第13号 平成28年度立科町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第13 議案第14号 平成28年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。この採決は起立によって行います。本案に 賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

青井事務局長、確認をしてください。

着席してください。起立多数です。したがって、議案第14号 平成28年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第14 議案第15号 平成28年度立科町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第15号 平成28年度立科町介護保険特別会計補正予算(第3号)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第15 議案第16号 平成28年度立科町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決です。この採決は起立によって行います。本案に 賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

青井事務局長、確認をしてください。

着席してください。起立多数です。したがって、議案第16号 平成28年度立科町下 水道事業特別会計補正予算(第4号)については、委員長の報告のとおり可決されま した。

次に、日程第16 議案第17号 平成28年度立科町水道事業会計補正予算(第5号) についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。この採決は起立によって行います。本案に 賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

青井事務局長、確認をしてください。

着席してください。起立多数です。したがって、議案第17号 平成28年度立科町水 道事業会計補正予算(第5号)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第17 議案第18号 平成29年度立科町一般会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は修正です。まず、委員会の修正案について、起立によって採決します。委員会の修正案に賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

青井事務局長、確認をしてください。

着席してください。起立多数です。したがって、委員会の修正案は可決されました。 次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決します。 修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

青井事務局長、確認をしてください。

着席してください。起立多数です。したがって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第19号 平成29年度立科町国民健康保険特別会計予算についてを採 決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第19号 平成29年度立科町国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第19 議案第20号 平成29年度立科町後期高齢者医療特別会計予算につ

いてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。この採決は起立によって行います。本案に 賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

青井事務局長、確認をしてください。

着席してください。起立多数です。したがって、議案第20号 平成29年度立科町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第20 議案第21号 平成29年度立科町介護保険特別会計予算についてを 採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第21号 平成29年度立科町介護保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第21 議案第22号 平成29年度立科町住宅改修資金特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第22号 平成29年度立科町住宅改修資金特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第22 議案第23号 平成29年度立科町下水道事業特別会計予算について を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。この採決は起立によって行います。本案に 賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

青井事務局長、確認をしてください。

着席してください。起立多数です。したがって、議案第23号 平成29年度立科町下 水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第23 議案第24号 平成29年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算 についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第24号 平成29年度立科町白樺高原下水道 事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。 次に、日程第24 議案第25号 平成29年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第25号 平成29年度立科町白樺湖特定環境 保全公共下水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。 次に、日程第25 議案第26号 平成29年度立科町水道事業会計予算についてを採決 します。

本案に対する委員長の報告は可決です。この採決は起立によって行います。本案に 賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

青井事務局長、確認をしてください。

着席してください。起立多数です。したがって、議案第26号 平成29年度立科町水 道事業会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第26 議案第27号 平成29年度立科町索道事業特別会計予算についてを 採決します。

本案に対する委員長の報告は修正です。まず、委員会の修正案について、起立によって採決をします。委員会の修正案に賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

青井事務局長、確認してください。

着席してください。起立多数です。したがって、委員会の修正案は可決されました。 次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決をします。 修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

青井事務局長、確認をしてください。

着席してください。全員賛成です。したがって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

次に、日程第27 議案第28号 町有地貸付料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第28号 町有地貸付料の不納欠損に係る請求権の権利放棄については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第28 議案第29号 給水使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄につ

いてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第29号 給水使用料の不納欠損に係る請求 権の権利放棄については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第29 陳情第1号 「共謀罪」創設に反対する陳情書を採決します。 本案に対する委員長の報告は不採択です。この採決は起立によって行います。本案 に賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

青井事務局長、確認をしてください。

着席してください。起立多数です。したがって、陳情第1号 「共謀罪」創設に反対する陳情は採決することに決定しました。

◎日程第30 同意第2号

議長(土屋春江君) 日程第30 同意第2号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の同意を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長(米村匡人君) 同意第2号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する 財政上の計画の同意を求める件について、提案理由の説明をいたします。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための、財政上の特別措置等に関する法律に基づき、当町では蓼科地区及び中尾美上下地区を辺地として定めております。この地域において、公共的施設を整備しようとする場合、公共的施設の総合整備計画を県知事と協議をし、議会の議決を経て、総務大臣に提出することとなっております。

この総合整備計画を策定することにより、財源的でも有利な起債、辺地債を活用することができるようになります。今回、平成29年度から平成31年度までの総合整備計画の策定について、同法第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、内容については担当課長から説明申し上げます。

議長(土屋春江君) 遠山企画課長。

〈企画課長 遠山 一郎君 登壇〉

企画課長(遠山一郎君) それでは、私のほうからご説明申し上げます。

当町では、辺地総合整備計画の計画期間を3カ年としており、平成26年度から平成

28年度までの計画の周期に伴い、平成29年度から31年度までの総合計画の策定について、同意を求めるものであります。

具体的な内容につきましては、事業のほとんどが従前の計画を継続するものでありますが、新たに蓼科牧場大駐車場トイレ整備事業と、夢の平キャンプ場トイレ整備事業を追加するものであります。

蓼科牧場大駐車場の公衆トイレは、佐久方面から諏訪方面を結ぶルートにあり、年間を通して多くの観光客やビジネスマンに利用されております。昭和58年に新築し、増改築を繰り返してきましたが、段差があり、バリアフリーにも対応する必要があります。そこで、バリアフリーに対応し、外国人観光客にも配慮した施設とするとともに、白樺高原の情報発信と、イメージアップによる地域活性化を図りたいとするものです。

夢の平キャンプ場のトイレ整備につきましては、現在移動式の簡易トイレを設置しておりますが、経年劣化による傷みや非衛生的なことから、キャンプ場利用者から水洗化の強い要望が出ており、必要な整備を行おうとするものです。

以上、申し上げましたが、審議の上、同意いただけますようよろしくお願いいたします。

議長(土屋春江君) 本件について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[(なし)の声あり]

これで討論を終わります。

これから本件について採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、同意第2号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設 の総合的な整備に関する財政上の計画の同意を求める件は、原案のとおり同意するこ とに決定しました。

◎日程第31 同意第3号

議長(土屋春江君) 日程第31 同意第3号 立科町固定資産評価審査委員会委員選任につい て同意を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長(米村匡人君) 同意第3号 立科町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求

める件について、提案理由のご説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員の定員は3名であり、任期は3年であります。選任の時期はそれぞれ異なっておりますが、委員の中澤邦雄氏はこの3月末日をもって任期満了となります。中澤氏は平成26年度から1期3年、固定資産評価審査委員としてお務めいただいておりますが、再度中澤邦雄氏を固定資産評価審査委員に選任をいたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

中澤氏は昭和24年5月12日生まれ、学校卒業後は昭和43年より平成22年まで、法務局に勤務されており、土地、家屋等の見識が高く、現在は司法書士としてご活躍されております。地域の活動にも大変熱心に積極的にかかわり、地域の人望も厚く、固定資産評価審査委員として適任でありますので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

任期は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間であります。ご審議の上、ご同意をよろしくお願い申し上げます。

議長(土屋春江君) 本件について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

[(なし)の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

これで討論を終わります。

これから本件について採決します。

この採決は起立によって行います。本件に同意することに賛成の方は起立願います。 〔賛成者起立〕

青井事務局長、確認をしてください。

着席してください。全員起立です。したがって、同意第3号 立科町固定資産評価 審査委員会委員選任について同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

◎日程第32 同意第4号

議長(土屋春江君) 日程第32 同意第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに ついてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長(米村匡人君) 同意第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提 案説明をいたします。

このほど、人権擁護委員の関 紀子さんが、平成29年6月30日をもって任期満了となります。人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長が候補

者について議会の意見を聞き、法務大臣に推薦することになっております。ついては、 次の者を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

関 紀子さんは、平成23年7月1日より人権擁護委員を務められており、温厚で見識も高く、社会的信用も兼ね備え、人権擁護委員としてまことに適任であり、再度推薦を申し上げる次第であります。よろしくご審議の上、ご同意いただきたくお願いを申し上げます。

議長(土屋春江君) 本件について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。 [(なし)の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[(なし)の声あり]

これで討論を終わります。

これから本件について採決します。

この採決は起立によって行います。本件に同意することに賛成の方は起立願います。 「賛成者起立]

青井事務局長、確認をしてください。

着席してください。全員起立です。したがって、同意第4号 人権擁護委員の推薦 につき意見を求めることについては、これに同意することに決定しました。

◎日程第33 同意第5号

議長(土屋春江君) 日程第33 同意第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに ついてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長(米村匡人君) 同意第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提 案説明をいたします。

このほど、人権擁護委員の市川義則さんが、平成29年6月30日をもって任期満了となります。人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長が候補者について議会の意見を聞き、法務大臣に推薦することになっております。

ついては、次の者を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。田口真順さんは、茂田井無量寺の副住職を務められ、温厚で見識が高く、社会的信用も兼ね備え、人権擁護委員としてまことに適任であり、推薦を申し上げる次第であります。よろしくご審議の上、ご同意いただきたくお願いを申し上げます。

議長(土屋春江君) 本件について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。 [(なし)の声あり] 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

これで討論を終わります。

これから本件について採決します。

この採決は起立によって行います。本件に同意することに賛成の方は起立願います。 「賛成者起立]

青井事務局長、確認をしてください。

着席してください。全員起立です。したがって、同意第5号 人権擁護委員の推薦 につき意見を求めることについては、これに同意することに決定しました。

◎日程第34 報告第1号

議長(土屋春江君) 次に、日程第34 報告第1号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

本案について、報告を求めます。長坂総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

総務課長(長坂徳三君) 報告第1号 専決処分事項の報告について申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、 1件100万円以下の損害賠償額の決定については、町長が専決処分できる事項となっ ております。この損害賠償の決定について、専決処分をしましたので、同条第2項の 規定により、議会に報告を申し上げます。

専決処分書でございますが、専決処分の日は平成29年3月7日でございます。損害賠償の額53万9,460円、損害賠償の相手方、ご覧のとおりでございます。事故の概要、平成29年1月29日日曜日午前9時、子供の長野県中学校バレーボール選抜優勝大会のため、立科中学校体育館横の駐車場に車をとめ、他の保護者との相乗りで会場の小諸市総合体育館に向かい、午後3時に戻ると体育館の屋根からの落雪により、車が損傷していた物損事故でございます。

以上です。

議長(土屋春江君) これで報告第1号 専決処分事項の報告について終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は4時5分からです。

(午後3時56分 休憩)

(午後4時05分 再開)

◎日程第35 発議第1号

議長(土屋春江君) 休憩前に戻り、議事を再開いたします。

日程第35 発議第1号 オスプレイの訓練飛行の中止を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。4番、村田桂子君、登壇の上、願います。

〈4番 村田 桂子君 登壇〉

4番(村田桂子君) オスプレイの訓練飛行の中止を求める意見書の提出について、立科町会 議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成29年3月17日提出、提出者、村田桂子、賛成者、今井 清。

それでは、読み上げて、提出をいたします。

オスプレイの訓練飛行の飛行中止を求める意見書(案)。

3月9日午後3時から4時半にかけて、米軍普天間飛行場(沖縄県宜野湾市)所属の新型輸送機オスプレイ2機が佐久地域と東北信上空を飛行した。2機は米軍横田基地を離陸して関山演習場(新潟県)に向かっていたという。長野、上田両市など、東北信地方の上空を飛行し、県民から80件を超える目撃情報が県に寄せられたという。

また、13日午後に4機、15日午後にも3機の飛行が確認された。陸上自衛隊と米海 兵隊が、群馬・新潟両県で実施している日米共同訓練に伴う飛行という。

オスプレイは、重い轟音を響かせ、住宅地上空を低空で飛行したが、何の通告もな しの突然の飛来に、住民は大きな怒りと不安を感じている。

オスプレイは最近も、沖縄の安部集落近郊の浅瀬に墜落したばかりである。空中給油中の事故であり、機体の原型をとどめないほどの大破で、いまだに乗組員の一人は行方不明のままである。その原因も報告されないうちに、飛行訓練を再開したことは極めて遺憾である。

その上、私たち佐久地域の上空を事前通告なしに、しかも住宅の真上を低空で飛行するなど、言語道断である。

よって、日本政府は米軍司令部に対し、十分な情報提供を求め、住宅地上空を飛行 しないよう要請すべきである。また、夜間や低空飛行訓練などもってのほかであり、 平穏な市民生活を守るため、強く抗議し、要請すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により、住宅地上空でのオスプレイの飛行訓練をしないよう、米軍に申し入れることを強く申し入れる。

平成29年3月17日、長野県立科町議会議長、土屋春江。

内閣総理大臣、安倍晋三殿、防衛大臣、稲田朋美殿、です。

議長(土屋春江君) ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

[(なし)の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。3番、今井 清君。

3番(今井 清君) はい、3番、今井 清です。

オスプレイの訓練飛行の中止を求める意見書提出について、賛成の立場で討論を行います。

首都圏の空域について、ネット検索すると、米軍の管理する横田エリアが出てきます。東京都、長野県を含む1都8県にまたがる広大な空域が米軍の管理下にあり、日本の航空機でもここを通過するときには、事前の許可が必要だということで、まさに、戦後の占領がそのまま続いているという状況でございます。

これまで、米軍の訓練は、住民への負担を避けるという意味で、もっぱら海上で行われてきました。それが、このところ日本列島の陸地の上空でも行われるようになっています。そして、今まさに、長野県内佐久市などでも、身近なところで訓練が前触れもなく行われています。

特に、オスプレイは航空時間が長く、また、狭い面積でも離着陸できるという構造上の利点から、戦闘地域への輸送に重宝されています。しかし、その構造上の欠陥から給油中の事故や、離着陸した後のモードを変える変換場面でバランスを失って落ちる事故が相次ぎ、先日も沖縄で給油中事故を起こし、墜落、大破しています。未亡人製造機とも呼ばれるゆえんでございます。プロペラの回転が失われたときに、自動的に軟着陸する機能、オートローテーション機能がない欠陥機であることが指摘されています。

また、オスプレイは、戦場に兵士を運ぶ任務から、低空飛行訓練や夜間訓練などが 宿命づけられています。急の激しい山間部の飛行は事故の危険性を増すことは予測さ れます。

こうした危険なオスプレイが、今後、私たちの上空を勝手に気ままに飛ぶことは許せません。住民の静かで平穏な暮らしを守りたい。安心、安全の暮らしを守る、その思いからオスプレイの飛行訓練の中止を求めます。

飯島町や大町市議会でも、飛行訓練の情報開示や安全確保などを政府に求める意見 書が上がっています。当議会でも、議員各位の賛同を求め、ぜひ意見書として上げて いただきたいことを申し上げ、賛成討論といたします。

議長(土屋春江君) ほかに討論ございますか。7番、榎本真弓君。

7番(榎本真弓君) 7番、榎本です。

オスプレイの訓練飛行の飛行訓練中止を求める意見書に対して、反対の立場で討論 をいたします。

国防は、国の絶対の責任でなされるものであり、オスプレイ訓練飛行の安全性は、 十分に考慮しなければならないことは当然のことです。

長野県は、平成29年2月27日、阿部守一県知事名で、国に対し、3月6日から17日にかけて行われる日米共同訓練に対し、以下のような要請書を提出しております。

一、訓練に関する情報をできる限り、速やかに提供すること。

- 二、県民や観光客の安全・安心に支障来たすことがないよう、万全の措置を講ずること。
- 三、県内の市街地や、スキー場等、観光地の上空の飛行をできるだけ避け、県民や 観光客に不安や、懸念を抱かせることがないよう十分配慮すること。

四、訓練に伴い、オスプレイを初めとする米軍機が、長野県上空を飛行する際は、 飛行高度や区域等に関する日米合同委員会合意事項の遵守について、在日米軍に強く 求めること。

このように、4項目にわたる要請書を提出しております。

また、さらに昨年9月20日、県市長会及び長野県町村会と連名で、情報の提供、県 民、観光客の安心・安全に、万全の措置を講ずることなどを求めた3項目の要請を行 っています。

まことに残念なことですが、昨年沖縄で事故は起きました。訓練飛行中の安全性を保つことは、極めて明らかなことであります。国の外交や国防など、町村の権限が及ばないものは、資料もなく、中止を求める判断もできないため、慎重な取り扱いをしなければなりません。

世界情勢、日本の状況を十分に考慮し、住民の安心・安全を確保するために、県知事や市長会、県町村会の要請書とともに、十分に検討をし、立科町議会としての意見を要請することがふさわしいと考えます。よって、飛行中止を求める意見書に反対討論とします。

議長(土屋春江君) ほかに討論はありますか。

[(なし)の声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第1号 オスプレイの訓練飛行の中止を求める意見書の提出についてを、採決 します。採決は起立によって行います。本件に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

青井事務局長、確認をお願いします。

着席してください。

起立少数です。したがって、日程第35 発議第1号 オスプレイの訓練飛行の中止 を求める意見書の提出については、賛成少数で、否決されました。

議長(土屋春江君) お諮りします。

ただいま、村田桂子君から、「共謀罪」創設に反対する意見書が提出されました。 これを日程に追加し、追加日程第1号として、議題にしたいと思いますが、ご異議ご ざいませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。議案書の配付を願います。

ただいま、「共謀罪」創設に反対する意見書の提出についてを日程に追加し、追加

日程第1として議題といたします。

◎追加日程第1 発議第2号

議長(土屋春江君) 追加日程第1 発議第2号 「共謀罪」創設に反対する意見書の提出に ついてを議題とします。

青井事務局長、意見書の朗読を願います。

議会事務局長(青井義和君) 「共謀罪」創設に反対する意見書。

政府は「テロ等組織犯罪準備罪」という口実で、実際の犯罪行為がなくても、話し合いや相談、計画をしただけで犯罪と見なす「共謀罪」を創設しようとしています。

どのような相談や計画が犯罪になるかは、捜査機関の裁量に委ねられ、国民の思想や内心まで処罰の対象とする違憲立法です。今でも、大分県警別府署による労働組合事務所の監視など不当な捜査が行われていますが、「共謀罪」によって、捜査機関による市民生活全体への監視・盗聴が横行することになります。そのため「共謀罪」の創設は、過去3回にわたって、国民の反対で廃案にされてきました。

「テロ対策」を口実にしていますが、テロとは全く関係のない通常の犯罪も対象としています。既に、日本はテロ防止のため、13本の国際条約を締結し、それに基づく国内法も整備されています。このもとで、改めて「共謀罪」を創設することは、秘密保護法、安保法制イコール戦争法を初め、安倍政権による「戦争する国」づくりをさらに進めるためであり、現代版「治安維持法」と言うものです。

記、一、「共謀罪」を創設しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年3月17日、内閣総理大臣、安倍晋三、法務大臣、金田勝年、立科町議会議 長、土屋春江。

以上です。

議長(土屋春江君) 本件について提出者の説明を求めます。4番、村田桂子君。

4番(村田桂子君) 4番、村田です。

議長(土屋春江君) 議席にて、お願いいたします。

4番(村田桂子君) はい。

この意見書は、2月8日づけでピースアクション佐久により提出された、「共謀罪」創設に反対する陳情書に対しての意見書であります。ぜひ、国会へ中止を求める意見書をということで、町民の声として挙げるべきだと賛成をします。

「共謀罪」は、実行段階ではなく、そのことについて話し合っただけでも犯罪として取り締まることができるよう、市民活動全般に監視の網を広げることを合法化する狙いがあります。対象が277に限定するとしていますが、一般の市民活動団体でも、その性質を一変させた場合には、対象になり得るとしています。

しかし、「一変した」と判断するには、常日ごろの監視活動が前提となります。こ

れを可能にするには、電話の通信傍受やメール、SNSなどのネット空間にも網を張り、日常的監視の中で変化を捉えるか、構成員による密告が奨励されます。

つまり、「犯罪集団に一変した」と判断するのは捜査機関であり、一変したかどうかを判断するには、常日ごろの監視活動が大前提となるということです。市民団体や労働組合などが、目的が一変したとして、組織的犯罪集団とされる恐れは、依然残るのです。

また、こうした犯罪を特定するための手段についても、「手段を限定するつもりはない」と無制限に広げています。盗聴法、いわゆる盗聴法ですが、通信傍受法の対象にラインやフェイスブックなど、SNS全般が含まれ、「メールやラインでも合意が成立することはあり得る」「顔文字やイラストでも共謀が成立し得る」など、手段を限定するつもりはないと、答えています。

つまり、安倍政権は将来、共謀罪の捜査に、盗聴を用いる可能性を否定しておらず、 テロを口実にした警察による市民監視が、インターネット全般に及ぶ危険が明白になっています。

このように、今回の組織犯罪処罰法は、話し合うだけで犯罪になることを規定しており、まさに「共謀罪」と言えます。戦前、治安維持法の「協議罪」は、思想や言論、結社の弾圧に多用されました。雑誌編集者らが摘発されるなど、多くの事件がでっち上げられ、市民の思想、信条の自由は奪われ、密告の奨励で「壁に耳あり障子に目あり」として、自分の意見も思うように述べられない暗黒の時代を招きました。歴史に目を向けたとき、政府の方針に反する市民団体が、虚偽の密告により弾圧されるような事態が再び起きないと言えるでしょうか。

この間、飯山議会で、慎重審議を求める意見書が上がったと言います。報道によれば、「共謀罪」本案は、過去3回廃案になったことを踏まえ、「一般国民が処罰される懸念が消えない」など、国民の間には、過去の経験と相まって、大きな不安が生じてくるとしています。

ぜひ、当議会でも、議員の皆さんの言論人としての良識に期待して、この意見書を 上げていただきますよう、賛成討論といたします。

議長(土屋春江君) ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[(なし)の声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第2号 「共謀罪」創設に反対する意見書の、意見書提出についてを採決します。

採決は起立によって行います。本件に、賛成の方は、起立を願います。

[賛成者起立]

青井事務局長、確認をお願いします。

着席してください。

起立多数です。したがって、発議第2号 「共謀罪」創設に反対する意見書の提出 については、起立多数で可決されました。

◎日程第36 発委第1号

議長(土屋春江君) 日程第36 発委第1号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題 とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に 配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ありませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続 調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程を全部終了しました。

以上をもちまして、会議を閉じます。

平成29年第1回立科町議会定例会を閉会とします。ご苦労さまでございました。

(午後4時24分 閉会)